

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第83号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成20年11月8日 03時00分ごろ	
発生場所	長崎県壱岐市勝本町所在の若宮灯台から北東2海里付近 (概位 北緯33°53.6' 東経129°39.5')	
事故等調査の経過	平成21年5月25日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 <sup>こんびら</sup>金比羅丸、19トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 NS2-15606（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 主機の、全ピストン及びシリンダライナに擦過傷、過給機のタービン軸等が焼損、冷却海水ポンプのゴム製インペラ（以下「インペラ」という。）の一部が折損等</p> <p>事故等の経過 本船は、船長ほか1人が乗り組み、操業を終えて帰航中、平成20年11月8日03時00分ごろ、長崎県壱岐島北東沖で、突然、主機の冷却水温度上昇警報が鳴ったため、主機を停止して冷却したのち、再始動して低速で帰港した。 本船は、本件整備業者が点検した結果、主機等の損傷が判明した。</p> <p>気象・海象 気象：天気 雨、風向 北東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1m</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、主機の冷却海水取入れ口が貝殻等で一部閉塞していたことから、冷却海水ポンプのインペラが空転して一部折損し、主機の冷却が阻害されたまま運転が続けられたため、主機が損傷したものと考えられる。 船長が、主機の冷却水温度の上昇傾向及び冷却海水の船外吐出量の減少を認めた際、本件整備業者に依頼して主機の冷却システムを点検していれば、本インシデントは防げたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が壱岐島北東沖を航行中、主機の冷却海水取入れ口が貝殻等で一部閉塞し、冷却海水ポンプのインペラが空転して一部折損したことから、主機の冷却が阻害されたまま運転が続けられたため、主機が損傷したことにより発生したものと考えられる。	